

ぱあとなあ 福井

社会福祉士は、「社会福祉士及び介護福祉士法」(1987年)に基づく国家資格者で、心身の障害やさまざまな理由で生活上の問題を抱えている人々に専門的な知識と技術をもって相談・助言にあたる者です。社会福祉士は法により相談者の秘密を守ることが義務づけられています。

「ぱあとなあ 福井」は、所定の成年後見人養成研修を修了した社会福祉士を成年後見人等の候補者として登録しています。



私たちにお任せください!



お問い合わせ先

● 受付時間 ●

月～金曜

午前10:00～午後4:00

【相談受付電話】

TEL.0776-63-6277

まずは、お電話ください!

（社会福祉士が秘密を守り、
丁寧に相談に応じます。）

成年後見サポートセンター ぱあとなあ 福井

(事務局)

〒918-8011 福井市月見3丁目2-37
NTT西日本福井南交換所ビル1階
E-mail: cswfukui@song.ocn.ne.jp




成年後見制度利用のお手伝い

あなたらしく 生きるために



私たちは、
判断能力にハンディを持つ人たちが、
安心して暮らすことができるように
相談から成年後見人等の受任までの
一貫した支援を行います。

 一般社団法人 福井県社会福祉士会
成年後見サポートセンター ぱあとなあ 福井

「ばあとなあ 福井」では、 例えばこのような相談に応じます。

Q1 妻と二人で暮らしています。妻は認知症で私が介護していますが、私が先に死んだら妻の生活はどうなるのでしょうか？



Q2 知的障害を持つ子の親です。親が亡くなった後の生活はどうなるのでしょうか？親の遺産を残したいのですが、誰か管理してくれる人はいないのでしょうか？



Q3 福祉のサービス利用が契約制度になり、本人が契約するには判断能力に障害があります。誰か代わりにやってくれる人はいませんか？



Q4 近くの一人暮らしの人が最近変です。判断能力がなくなって一人暮らしは無理のようです。介護保険を利用した方がよいと思いますが。



A 社会福祉サービスが契約制度になって、判断能力に障害を持っている人の財産管理やサービス利用契約、日常の身上監護を支援するために成年後見制度が生まれました。家庭裁判所の指導のもとに、あなたの資産と生活を代理人として支援します。

成年後見制度

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が不十分な方々が、悪徳商法の被害にあったり、相続・売買などの法律問題にであったりしたとき、不利益をこうむらないように保護し、支援する制度です。

また、財産管理にとどまらず、その人が自分の望む生活を実現し、生活し続けるために援助することを目的としています。

みなさまやご家族、お知り合いの方で、生活や財産管理に何かご心配があれば、お気軽にご相談ください。

成年後見制度一覧			
区分	後見	保佐	補助
要件	<ul style="list-style-type: none"> ◎判断能力が常に欠けている ◎日常的な買い物もできない ◎重度の認知症で常に介護が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ◎判断能力が著しく不十分 ◎自覚しない物忘れがある ◎日常の買い物はできるが重要な財産行為は難しい 	<ul style="list-style-type: none"> ◎判断能力が不十分 ◎物忘れがあるが自覚はある ◎不動産の処分など重要な財産行為は支援が必要
主な手続き申立人	本人、配偶者、四親等以内の親族、検察官、市町村長、任意後見人等		
本人の同意	不要	不要	必要
代理権の範囲	財産に関する全ての法律行為	申立ての範囲内で家裁が定める特定の法律行為	
同意権・取消権の範囲	法律行為全般（取消権のみ）	重要な財産行為9項目に限定追加は可能	重要な財産行為9項目の内、家裁が認めたもの



これからは安心ね。

あなたの“生活”に不安を感じたら...

成年後見サポートセンター ばあとなあ 福井

「ばあとなあ 福井」は、いつでもどこでも福祉サービスを利用される人の立場に立って相談・援助を行う「一般社団法人 福井県社会福祉士会」がつくった組織です。皆さまとごいっしょに考え、安心して暮らすためのサポートを親身になって行います。